

平成 16 年 3 月 制定

平成 24 年 4 月 改定

平成 27 年 4 月 改定

パワーエレクトロニクス学会論文規定

第 1 条 「パワーエレクトロニクス学会誌」への寄稿はこの規定による。

第 2 条 原稿の採否は編修委員会が決定する。

第 3 条 学会誌に掲載される論文などの著作権は本会に帰属するものとする。

第 4 条 原稿は、和文または英文とする。

第 5 条 学会誌に掲載される記事は、「論文」、「研究報告」、「招待講演資料」、その他（「国際会議報告」等）とする。

第 6 条 「論文」、「研究報告」は本会が主催する講演会において研究内容を報告し、討論を経たもの。討論（質問および回答）は論文、研究報告の一部とする。

第 7 条 論文は、研究報告のうち査読結果に基づいて編修委員会が論文と認めたもので、

1. パワーエレクトロニクスに関係し、学術・技術の発展に寄与するもの。
2. 論文として未発表のもの。同一内容の他の学会への同時投稿も認めない。
3. 著者（そのうち少なくとも 1 名）は正会員または学生会員でなければならない。

第 8 条 次の用語を使用する。

講演資料：講演のために会場で配付される資料。

研究報告：講演資料に基づいて、討論を付し、報告にまとめたもの。

論文：研究報告のうち、査読を経て編修委員会が論文と認めたもの。

第 9 条 論文および研究報告の形態

論文および研究報告は、特段の理由がない限り本文 8 ページ以内、討論 2 ページ以内、総ページ数 10 ページ以内とする。

改定(平成 24 年 4 月)

1. 第 1 条 「パワーエレクトロニクス学会論文誌」を「パワーエレクトロニクス学会誌」に変更
2. 第 9 条 追加

改定(平成 27 年 4 月)

「編集」を「編修」に変更